

石巻市監査委員告示第1号

平成28年12月27日付け石巻市監査委員告示第15号で公表した生活環境部の定期監査結果報告について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成29年1月24日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 渡 辺 拓 朗

石巻市監査委員 柴山耕一 殿
石巻市監査委員 矢川昌宏 殿
石巻市監査委員 渡辺拓朗 殿

石巻市長 亀山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成28年12月27日付け石監第15号で指摘があったこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>生活環境部環境課</p> <p>【財産管理事務】</p> <p>1 行政財産目的外使用料の算定誤りについて</p> <p>石巻斎場に係る行政財産目的外使用料許可事務において、使用料の算定を誤り、次のとおり過少に徴収していたので、公有財産貸付料等算定基準に基づき適正に算定されたい。</p> <p>（内容）</p> <p>自動販売機設置に係る行政財産目的外使用料</p> <p>誤徴収額 29,814 円</p> <p>正徴収額 29,999 円</p> <p>過少徴収額 185 円</p>	<p>生活環境部環境課</p> <p>【財産管理事務】</p> <p>1 行政財産目的外使用料の算定誤りについて</p> <p>今回指摘を受けた算定誤りは、エレベーター増設に係る面積及び工事費を適正に加算しなかったこと、再建築価格の算定に係る年次別建築費指数表を適正に適用しなかったこと、使用料算定に係る小数点以下の端数処理が誤っていたことによるものです。</p> <p>使用料の過少分185円につきましては、納入者に対し顛末を説明の上、納入手続を行い、1月16日に収入済みです。</p> <p>今後は、再発防止に向けて公有財産貸付料等算定基準等の関係例規の確認を徹底し、複数の職員による確認を行うなど、事務処理のチェック機能が適正に働く体制の確保を図ってまいります。</p>